

# 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年3月4日

奈良県知事 山下 真

## 第1 競争入札に付する内容

### 1 件名

奈良県営住宅退去滞納者家賃等回収業務

### 2 入札物件の内容等

入札説明書及び仕様書によります。

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく「長期継続契約」としますが、各年度において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。

### 4 その他

詳細は、仕様書によります。

## 第2 入札方法

1 入札は、入札者（代理人を含む。）による直接投函又は郵便によるものとします。落札決定に当たっては、入札書に記載された成功報酬率をもって決定します。

※整数のみ有効

2 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から8までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

3 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

4 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていない者であること。

5 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に、主業種として営業種目Q7の諸サービスの⑯その他のサービスを業種として登録し、かつ弁護士又は弁護士法人であること。

6 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

7 地方自治法第243条の2の5第1項に該当する公金の収納の事務の委託を受けた実績があること。

8 円滑な業務運営に必要な事業規模を有し、経営状態が健全であること。

#### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書7で示す書類を第6で示す場所に提出しなければなりません。

#### 第5 入札日程

1 入札説明会の日時及び場所 なし

2 競争入札参加資格確認申請

提出期限 令和8年3月17日（火）まで

提出場所 第6で示す場所

3 入開札

日時 令和8年3月30日（月）午前10時30分から

場所 奈良県奈良市登大路町30番地（奈良県本庁舎1階）入札室

4 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県営住宅退去滞納者家賃等回収業務に係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。

5 その他詳細は、入札説明書によります。

#### 第6 問い合わせ先

入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁分庁舎6階

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課 総務管理係

電話 0742-27-7539（ダイヤルイン）

#### 第7 その他

1 保証金

(1) 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札

(3) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書の整合性がとれない入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 5 その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。